

前漢後半期における御史と尚書

——監察制度の展開からみた——

福永善隆

はじめに

周知のように、中国では皇帝支配を維持し、効率的に運用するために、早くから高度な官僚機構が整備されてきた。中国の官僚機構の特徴の一つとして、官吏の行為を監察し、その非違を糾弾する監察制度の存在が挙げられる。通時代的にみて、監察は主に御史によって担当されていたため、監察制度は御史制度とも呼ばれる。

監察・弾劾を担当する御史は御史台に属し、その長官は御史中丞であった。ただし、櫻井芳朗氏により、御史中丞を長官とする御史台は武帝期を起点として形成されていくとされている。⁽¹⁾すなわち、もともと御史大夫は御史の長官として、その設置当初には監察長官たる性質を多分に有していたが、その職掌は監察以外にも多岐にわたって

いたため、秦代ではすでに監察官としての性質を失いつつあり、副丞相として位置づけられていき、それに伴い、その拠点を外朝へと移し、皇帝から離れていく。他方、もともとその次官であった御史中丞は殿中に留まり、その属官は侍御史と称され、御史大夫に属する御史とは区別されるようになる。このような経緯をたどって、御史中丞と侍御史は御史大夫から独立し、御史台を形成していくが、氏はその背景として武帝期に、「天子の私的の職」が実権を握る傾向が生じ、丞相以下を抑えるようになったことと関連させて論じている。

その後、監察制度に関する研究はさまざまに行われたものの、御史制度の展開についての大枠は櫻井氏の理解からはずれるものはなかった。⁽²⁾ただし、上の理解について、全く検討の余地がないというわけではない。すなわち、この理解は和田清氏が中国官制の特徴の一つとして提示した、「天子の側近の私的の微臣が次第に権力を得て、表面の大官を押し、……絶えず之を繰返す」という、所謂「波紋的循環発生」論⁽³⁾、及びその漢代における発現として、武帝期以降、皇帝の私的な側近により構成される内朝が形成されると、丞相を中心とする既存の官僚機構としての外朝はその権限を奪われ、単なる政務執行機関にすぎなくなっていくとする、伝統的な漢代政治史・制度史に関する理解⁽⁴⁾に沿ったものである。しかし、その権限を内朝に奪われた外朝が形骸化していくとする、前漢武帝期以降における官僚機構の展開については近年、疑義が呈されてきているのである。

すなわち、祝総斌氏は、宰相の最も主要な権限として、国政に関する協議に参与し、自身の意見を具申する議政権、百官による政務の執行を監督する百官執行監督権を挙げた上で、さらに、漢代を通じて、丞相・御史大夫あるいは三公がその両権を掌握していたことから、それらの官が一貫して宰相として位置づけられていたとされている。⁽⁵⁾

また、富田健之氏により内朝は皇帝の国政統治に関する補翼機能を有するに止まり、一方、外朝を率いる丞相は武帝期には、匈奴戦争等の内外に山積する問題に対応するために官僚機構全体を統轄し、皇帝支配を実現するため、重責が課されていくのであって、決して「無力化」されたわけではなく、むしろ、内朝と外朝が相互に補完し合うことで皇帝を中心とする体制化された皇帝支配が進展していったと指摘されているのである。⁽⁸⁾この富田氏の見解は内朝と外朝、いずれが国政運営においてより重要な位置づけにあったかというような、従来の二者択一的な理解に対して疑義を呈し、他方、武帝期を起点として国政担当能力を高めていく外朝と、それを体制として皇帝が統御・運用していくための皇帝官房としての内朝、さらにそこから発展した尚書が、官僚機構においてそれぞれ別個の位置づけから相互補完する形で機能する機関として位置づけるものである。⁽⁹⁾

このような前漢政治史・制度史研究の動向をうけて、筆者はかつて武帝期以降に展開する御史中丞の監察について、従来とは異なる観点から追究したことがある。そのなかで、御史中丞は主に「大逆」・「不敬」・「不道」等、礼制に違背する言動の弾劾に関わり、よって、旧来、朝儀・祭礼の監察を行っていた御史が武帝期以降、法家思想と儒家思想が相互に補完しつつ「融合」していくなかで、皇帝権力の質的な変化に対応するために、その監察対象を拡大させたとした⁽¹⁰⁾。また、別稿にてその議論をさらに展開し、「不道」が本来、「正法」に位置づけることのできない犯罪とされる点に着目し、そのような犯罪を処理する際に行われる請讞について、侍御史は皇帝が請讞を処理する際、それを補佐していたこと、武帝期以降、司法の場において『尚書』・『春秋』等の「古義」の影響が強まっていくなかで、「正法」では処理できない事案が増加し、律令体系が混乱していったこと、そのため、宣帝期には「故

事」と「古義」のバランスをとりながら律令体系の再建が目指され、それにより、殿中にとどまり、皇帝と一体化した御史中丞・侍御史の重要性が高まり、その監察が展開していくことを論じた。⁽¹¹⁾

では、このような御史制度の展開は上に述べた、武帝期以降における官僚機構の構造の展開とどのように関わるのであろうか。それが内朝・尚書と関連すると考えられる点指摘されているものの、山田勝芳氏が前漢後半期における尚書・中書の展開について述べるなかで、「御史大夫属官のうち、御史中丞・侍御史は武帝代以降の監察官強化のなかで一層皇帝への直属関係を強めた」と言及するに止める点に端的に示されているように、御史の監察と内朝・尚書との関係、及び両者の展開がどのように関連しているのか、必ずしも具体的に追究されているとは言い難い。特に皇帝の側近として監察・弾劾を掌っていた御史に加えて、内朝にも「法を擧ぐ」・「非法を擧ぐ」ことをその職掌とする官が見えるが、それら諸官と御史制度の展開との関連に言及する研究は管見の及ぶ限り、見られない。本稿は、上のような問題意識に基づき、まず、御史の監察を中心として、内朝・尚書との関係を再検討し、さらに、御史の監察と内朝・尚書は互いに関連して展開していくのか確認し、関連しているとすればそれがどのような様相を呈していたのか、具体的に追究する。このことはひるがえってみると、内朝が前漢後半期以降の官僚機構の構造のなかでどのように位置づけられるか、異なる観点からより明確に描き出すことにもつながるものとなる。なお、本稿は前漢武帝期以降の監察制度としての御史制度を扱う関係上、本文中の御史は特に注記しない場合、御史中丞に率いられ、監察を掌る侍御史を指すこととする。

一 前漢後半期における御史と内朝の関係

周知のように、内朝は皇帝と親近性を有する側近によって構成される。『漢書』卷七七劉輔伝孟康注には、その構成について、

中朝は、内朝なり。大司馬・左右前後將軍・侍中・常侍・散騎・諸吏を中朝と爲す。丞相以下六百石に至るを
外朝と爲すなり。

と明確に記述されている。⁽¹⁵⁾多くの研究がこの記事を出発点として内朝について分析を加えているが、同書卷一九上
百官公卿表上奉車都尉の条に、ここに挙げられた侍中等の官について、

侍中・左右曹・諸吏・散騎・中常侍、皆加官たり。加ふる所或いは列侯・將軍・卿大夫・將・都尉・尙書・太
醫・太官令より郎中に至る。員亡く、多くは數十人に至る。侍中・中常侍は禁中に入るを得、諸曹は尙書の事
を受け、諸吏は法を擧ぐるを得、散騎は騎して乘輿の車に並ふ。^そ給事中も亦加官。加ふる所或いは大夫・博士・
議郎、顧問應對を掌り、位中常侍に次ぐ。

とあるように、⁽¹⁷⁾左右前後將軍以外、いずれも加官であることから、同じく加官として百官公卿表に挙げられる左右
曹（諸曹）・給事中も内朝官として位置づけられている。

上の記事では、諸吏の職掌について「法を擧ぐるを得」と記されているが、同書卷一〇成帝紀應劭注には、
百官表、諸吏法を擧げて案劾するを得ること、職御史中丞のごとし。

とあるように⁽¹⁸⁾、こちらではその職掌は「職御史中丞のごとし」と表現されている。また、『太平御覧』卷二一九職官部一七侍中の条に引かれた『漢旧儀』には、

侍中員無し。或いは列侯・將軍・衛尉・光祿大夫もて之と爲す。非法を擧ぐるを得。

とあり、同じく侍中も職掌として、「非法を擧」げている。この点について、藤田高夫氏は御史中丞の職掌と重なる「法を擧ぐ」・「非法を擧ぐ」という権限は、侍中・諸吏いづれかが排他的に有していたものではなく、両者ともに保持していたと指摘されている⁽²⁰⁾。

これと関連して考えなければならないのが「中朝者（中朝官）の議」である。永田英正氏によると、「中朝者の議」は皇帝の命令を受けて開催される廷議の一形式であり、その参席者は將軍と内朝官であった⁽²¹⁾。その史料上の初出は下の『漢書』卷八四翟方進伝にみえる成帝期の記事である。ここでは司隸校尉涓勳が時の丞相薛宣を弾劾して、

丞相・御史掾史を遣はして司隸校尉・部刺史と力を并せて逐捕し、狀無き者を察せんことを請ひ、奏して可とせらる。司隸校尉涓勳奏して言はく、……臣幸ひに使を奉ずるを得、公卿以下を督察するを以て職と爲す。今丞相（薛）宣掾史を遣はさんことを請ふ。宰士を以て天子の使命を奉ずる大夫を督察せしむるは、甚だ逆順の理に諳る。宣本より經術を師受せずして、事に困りて以て姦威を立つ。案ずるに浩商の犯す所、一家の禍なるのみ。而して宣權を専らにし威を作さんと欲す。乃ち乃の國に害あり、不可の大なる者なり。願はくは中朝の特進列侯・將軍以下に下して、國の法度を正さん。

とあるように⁽²²⁾、その事例の多くが外朝の責任者であり統括者である丞相や御史大夫の非違を審議し、その処罰もし

くは取り扱いを協議するものであったため、永田氏はそれが「外朝の責任者たる丞相や御史大夫の非違・非法を糾弾する一種の監察機関としての役割をもっていた」と指摘される。⁽²³⁾この「中朝者の議」が内朝と関わりを持つ諸官の全体会議であった点を踏まえると、侍中・諸吏の「法を擧ぐ」・「非法を擧ぐ」という権限は本来、内朝全体に帰属するものであったといえるであろう。そもそも内朝は先学諸氏によって指摘されているように、「職掌未分化のまま相互に統属関係を持たずに皇帝に近侍した側近官僚集団」であり、⁽²⁴⁾また個々の加官は「それぞれ異なる時期において、それぞれ異なる目的に応じて設置」され、それ故に「その当初において明確な機能を有する組織として創設されたものではない」⁽²⁵⁾かもしれない。ただし、内朝全体として俯瞰してみた場合、その官僚機構における位置づけは一定の方向性を有したものであったといえるであろう。

このように考えてくると、同書卷一九上「百官公卿表上御史大夫の条に、

御史大夫、秦官、位は上卿、銀印青綬。副丞相を掌る。兩丞有り、秩千石。一は中丞と曰ひ、殿中の蘭臺に在りて、圖籍祕書を掌り、外は部刺史を督し、内は侍御史の員十五人を領し、公卿の奏事を受け、擧劾・按章す。とあるように、⁽²⁶⁾御史中丞の職掌が「公卿の奏事を受け、擧劾・按章」するものである限り、丞相や御史大夫に対する「一種の監察機関」としての役割を持つ内朝とも、その職掌において何らかのつながりを持つていてもおかしくはないであろう。

ただし、問題はそれほど単純ではない。近年、宮中の空間的な構造と諸官の活動空間を対応させ、諸官を区分して、君主のプライベートな空間である禁中で宿衛・執務する省官、宮中ではあるが禁中の外で活動する宮官、宮外

に官府を構える外官と三分類する楊鴻年氏をはじめとして、内朝官たる第一条件として禁中との関わりが注目されているが、御史中丞と禁中との関わりを明示する記事は見られないためである。⁽²⁹⁾とすれば、内朝と御史中丞との関係を直接追うことはできないことになる。よって、ここで節を改め、次節にてこの問題について考えていきたい。

二 前漢後半期における御史と尚書の関係

前節では、諸吏・侍中が有する監察・弾劾の権限は本来、内朝全体に帰属するものであったとした。ただし、御史中丞には禁中との関わりを示す記事は見られず、よって、内朝と直接結びつけることはできない。

そこで、この問題を解決するための重要な鍵となるのが、尚書である。加官ではない尚書は、前節で述べた内朝官とその性格が異なると考えられている。ただし、前掲した『漢書』百官公卿表には、諸曹について、「尚書の事を受く」と記述されているように、内朝を構成する加官群には、尚書と関係するものも多く、⁽³⁰⁾よって、内朝の展開を考える上で、尚書との関係は重要な問題として位置づけられている。

まず、尚書の職掌は、文書との関係をはじめとして、御史の職掌と多く重なり、⁽³¹⁾それは監察・弾劾にまで及んでいる。例えば、陳啓雲氏は『漢書』百官公卿表に挙げられた、御史中丞の職掌のうち、「公卿の奏事を受け、擧劾・按章」する職掌と、尚書が「群臣の表章奏議を受けて、その文書を擧劾して過失を案」じる職掌、また、『北堂書鈔』卷六二設官部一四侍御史の項の注に、「言行を注記し、諸もろの不法を糾すを掌る」と記される侍御史の職掌と、尚書が「臣下の功過」を記録し、百官に罪があれば、「劾治し、問狀」していたことについて、それぞれ対応す

る職掌として捉えている。⁽³²⁾この陳氏の所説をはじめとして、尚書による監察・弾劾に論及する研究は多いが、祝総斌氏は、特に、『後漢書』列伝第一七宣秉列伝に、宣秉が御史中丞に任じられたときのこととして、

建武元（二五）年、御史中丞を拜す。光武特に詔して御史中丞の司隸校尉・尚書令と會同するに、並びに席を専らにして坐せしむ。故に京師號して三獨坐と曰ふ。

とあるように、⁽³⁴⁾御史中丞が司隸校尉・尚書令とともに、「三獨坐」と称されたことについて、御史中丞・司隸校尉が官吏の非法の檢拳を掌っていたこと、また後漢の尚書による劾奏制度の発展、さらに大臣の專權を予防する光武帝の姿勢をあわせ考えると、「獨坐」は彼らが非法の劾奏・檢拳を行う上で、光武帝が席を専らにして座らせることによつて、その声望を高めようとしたものであるとし、両官の關連性を示すものとして捉えている。⁽³⁵⁾

さらに、兩者の關連性はその執務空間からも窺われる。前掲した『漢書』百卷公卿表御史大夫の条にあるように、御史中丞は「殿中の蘭臺」にて執務していたが、その他にもその屬官である侍御史について、『統漢書』百官志三少府・御史中丞の条に付された胡広注に、

孝宣路溫舒の言に感じ、秋季の後に讞を請はしむ。時に帝宣室に幸し、齋居して事を決し、侍御史二人をして書を治めしむ。

とあるように、⁽³⁶⁾宣帝が宣室にて「請讞」を行う際に、侍御史が侍御していた。また、『漢書』卷二三刑法志に付された顔師古注は、この宣室について、

晉灼曰はく、未央宮中に宣室殿有り。師古曰はく、晉說是なり。賈誼傳も亦た云はく、釐を受けて宣室に坐

す、と。蓋し其の殿前殿の側に在るなり。

と、晋灼の説を受けて、宣室を未央宮前殿の付属施設とする⁽³⁷⁾。このことをあわせ考えると、御史中丞及びその属官である侍御史は皇帝が未央宮前殿に出御して執務する際には、その召しに応じて侍御し、補佐することもあったと考えられる。

一方、前漢の尚書は禁中と関係があるとされているが、⁽³⁸⁾『初学記』所引『漢官儀』には、尚書について、

初め秦代の少府、吏四人を遣はし殿中に在りて、書を發するを主らしむ。故に尚書と號す。尚は猶ほ主のごときなり。漢秦に因りて之を置く。

とあり、少なくとも秦代の尚書は殿中においても執務していたことがわかる。

なお、後漢の史料ではあるが、『後漢書』列伝第五一左雄列伝に、順帝期の尚書郎左雄が孝廉察挙の改革について上言したときのこととして、

(左) 雄又上言すらく、……請ふ、今より孝廉年四十に満たざれば、察舉するを得ざらん。皆先づ公府に詣らしめ、諸生は家法を試し、文吏は賤奏を課し、之を端門に副し、其の虚實を練りて、以て異能を觀、以て風俗を美とせん。科令を承けざる者有らば、其の罪法を正さん。若し茂才異行有らば、自ら年齒に拘らざるべし、と。帝之に従ふ。

とある。⁽⁴⁰⁾ここで、左雄は一部の被察挙者に対して試験を課す課試制について、まず、三公府では、諸生に「家法」を、文吏に「賤奏」を課試し、また、「端門」では、その副本によって、その「虚實」を確認するように提案してい

る。楊鴻年氏はこの後文で、台郎と尚書令がこの課試に従事していることから、この「端門」は尚書を指すとする⁽⁴¹⁾。後漢洛陽城には北宮と南宮があり、それぞれに正殿が設けられていた。渡邊將智氏によると、端門は北宮の正殿徳陽殿の門であったが、南宮にも端門は設けられていた⁽⁴²⁾。ここで、徳陽殿等、北宮・南宮の前殿はいずれも皇帝の主たる執務空間であったとする渡邊氏の所説をあわせ考えると、端門は皇帝が執務を行う公的な宮殿と密接な関係にある門を指すと想定されるであろう。さらに、その端門によって尚書を表すのは尚書が上で述べた公的な宮殿と分かちがたく結びついていることを示しているものと考えられる。

ここで、ひるがえって考えてみると、『史記』卷九 呂太后本紀に、代王劉恒が文帝として即位するに当たって、未央宮に入ったときのこととして、

代王 卽夕未央宮に入る。謁者十人有り、戟をもちて端門を衛りて曰はく、天子在るなり。足下何爲る者にして入る、と。

とあるように、前漢の未央宮にも端門があり、それはその正門（殿門）であると考えられている⁽⁴³⁾。先述したように、前殿は公卿との謁見や政令・教令の宣布等が行われる、公的な空間であった。さらに、前掲した『漢官儀』に、尚書と殿中との関係が記されていることを考えると、秦・前漢・後漢という時代差・都城の差異は考慮にいれなければならぬが、公的な空間としての「殿中」と尚書とは一貫して結びついていたと考えても大過ないであろう。

そもそも前漢前半期は後半期に比べて、禁中の内外の別は比較的緩やかであり、よって、楊鴻年氏が提示する省官・宦官の別もそれほど厳格ではなかったと考えられる⁽⁴⁶⁾。そのようななかで、尚書が禁中だけでなく、殿中をもそ

の執務空間としていてもおかしくはない。

このように考えてくると、尚書と、同じく殿中に給事していた御史とは、その職掌だけではなく、その執務空間の面からみてもその関連性が窺われる。よって、御史の監察の展開と内朝との関連性を探る上では、尚書との関係を媒介として考えなければならないであろう。次節ではこの点に注目して、さらに追究していきたい。

三 前漢後半期における尚書の展開と御史——考功課吏法を手がかりとして——

前節では、まず、御史と尚書の関連性を確認したが、そこではその類似性を提示するに止まっていた。先述したように、この両官の職掌には多くの重複が見られるが、なかでもその関連性が特に明確かつ密接に表れているのが刺史の奏事に関するものである。

刺史の奏事については、『漢旧儀』卷上（孫星衍輯校本）に、刺史による行部と関連して、

丞相刺史常に秋分を以て部を行す。……到らば部する所の郡國各おの吏一人を遣はして界上に迎へしめ、……

刺史と與に事に従ひ界盡くれば罷む。行載の従者一人、吏に従ふを得。察する所は六條。

と述べるように、武帝期に地方監察官として設置された刺史は、その担当する州の管轄の郡國を巡行し、都長安に上り、自らその結果を上奏していた。『漢書』卷八四翟方進伝に付された顔師古注に、その時期について、

刺史歳盡くれば輒ち京師に奏事するなり。

とあるように、刺史の奏事は年末に行われた。王勇華氏はこの時期に着目し、それが郡國の上計と同じ時期に行わ

れていることから上計に対する監察として機能していたと指摘する⁽⁴⁹⁾。そして、刺史が丞相と御史中丞に両属していたとする自説に基づき、刺史の奏事の際に提出される奏事簿は皇帝に提出され、御史中丞による監察及び保管のために用いられる正簿と、丞相による考課に利用される副簿の二部があったと主張された⁽⁵⁰⁾。

この王氏の見解のうち、刺史が御史中丞だけではなく丞相に対する職責をも有していたとする指摘は首肯できる⁽⁵¹⁾が、そこにはさらに検討する余地が残されていないわけではない。例えば、同書卷九二陳遵伝に、哀帝期のこととして、

嘗て部刺史の事を奏する有り、(陳)遵を過るや、其の方に飲むに値ふ。刺史大いに窮し、遵の露醉の時を候ひ、突いて入りて遵の母に見て、叩頭して自ら當に尙書に對して期會の狀有りと白す。

とあるように⁽⁵²⁾、刺史には尙書に對して期日を設けられた文書(「期會の狀」)の提出が求められている。この点について、王氏は、尙書は「奏事簿を受け付け、そのあと御史中丞に渡していただけ」であり、「州郡の奏事の処理を職務としたことを示すもの」ではないとする⁽⁵³⁾。

それに対して、筆者は前漢において、丞相・御史大夫を中心に上計・考課制度が強化されていく傾向が見られることを踏まえて、刺史の奏事を最大限に活用していたのは丞相府であり、御史中丞は当初、それを活用していなかったとした⁽⁵⁴⁾。ただし、同書卷八三薛宣伝に、成帝期に御史中丞の任にあった薛宣について、

(薛)宣數しば政事の便宜を言ひ、部刺史・郡國の二千石を擧奏し、貶退稱進する所、白黒分明なり。是に繇り名を知らる。

とあるように、成帝期には御史中丞が「部刺史・郡國の二千石を舉奏」し、「貶退稱進」する記事が見られるようになる。これについて、筆者は前稿においては特例かもしれないとするだけで、それ以上追究しなかったが、その意義は改めて考えてみる必要がある。

この問題を追究する上で糸口となるのは、元帝期に、京房により提出された考功課吏法の導入をめぐって、当期の政局と関わって展開された一連の経緯である。筆者は以前、『漢書』卷七五 京房伝の記事に基づき、刺史の奏事について分析したことがある。⁽⁵⁶⁾ それと重複する点もあるが、行論の都合上、ここで必要な点に限り、再論しておこう。すなわち、永光・建昭年間に西羌の反乱・日食等の災異が相次いで起こったことを憂慮した元帝に対して、

(元帝) 數しば召見して問ふに、(京) 房對へて曰はく、……宜しく百官をして各おの其の功を試みれば、災異息むべし、と。詔して房をして其の事を作さしむるに、房考功課吏法を奏す。上公卿朝臣をして房と溫室に會議せしむるに、皆以へらく、房の言煩碎にして、上下をして相ひ司らしむ。許すべからず、と。上の意之に鄉ふ。時に部刺史京師に奏事す。上諸刺史を召見し、房をして曉さとさしむるに課事を以てするに、刺史復た以て行ふべからずと爲す。……是の時中書令石顯權を顯もつぱらにし、顯の友人五鹿充宗尚書令たり。

とあるように、京房がその対応として、考功課吏法という新たな人事考課の方法を提案したことに端を発する。すなわち、京房は百官に「各おの其の功を試」させ、人事を嚴格に行うことよって災異を治めようとしたのである。この京房の上奏は公卿・刺史等の反対にあったが、その後文に、

後上(京) 房をして弟子の考功課吏の事を曉知する者を上さしめ、試みに之を用ひんと欲す。房中郎任良・姚

平を上し、願はくは以て刺史と爲し、考功の法を試みん。臣殿中に通籍するを得、奏事を爲し、以て雍塞を防がん、と。石顯・五鹿充宗皆房を疾み、之を遠ざけんと欲し、建言すらく、宜しく試みに房を以て郡守と爲すべし、と。元帝是において房を以て魏郡太守と爲し、秩八百石にして、居ながらにして考功の法を以て郡を治むるを得しむ。房自ら請ひ、刺史に屬すること無くして、它郡の人を除用して、自ら吏千石已下を第するを得、歳竟傳に乗りて事を奏さんことを願ふ。天子焉を許す。房自ら數しば論議を以て大臣の非る所と爲り、内に石顯・五鹿充宗と隙有るを知れば、遠く左右を離れんことを欲せず。太守と爲るに及びて、憂懼す。

とあるように、⁽⁵⁸⁾元帝は京房の弟子を登用し、考功課吏法を試そうとしたため、京房は中郎の任良・姚平を推薦して刺史とし、自身は殿中において「奏事を爲し、以て雍塞を防」ごうとしたが、石顯・五鹿充宗等の妨害により遠ざけられ、魏郡太守として赴任することになったのである。また、彼は、その際、特例として「刺史に屬」さず、年末に自ら奏事を行うよう、元帝に願ひ出ている。この経緯を見てみると、京房が魏郡太守に赴任するにあたって願ひ出た条件は石顯・五鹿充宗等による「雍塞」を恐れたためのものであろう。

上に掲げた京房伝の記事にあるように、石顯・五鹿充宗は当時それぞれ中書令・尚書令の任にあったが、同書卷三六 劉向伝に、当時の石顯の勢力を伝えて、

(石)顯尚書の事を幹す。尚書五人、皆其の黨なり。

とあるように、⁽⁵⁹⁾尚書五人は皆石顯の息がかかっており、そのため、尚書は完全に石顯に掌握されていた。他方、同書卷六六 陳咸伝に、ほぼ同時期のこととして、

元帝（陳）咸を擢きて御史中丞と爲し、州郡の奏事を總領せしむ。諸刺史を課第し、内は法を殿中に執り、公卿以下皆之を敬憚す。

とあるように、御史中丞が「州郡の奏事を總領」したとする記事がある。ただし、同書卷七六王章伝に、陳咸と石顯の關係について、

元帝の初め、擢きて左曹中郎將と爲す。御史中丞陳咸と相ひ善し。共に中書令石顯を毀ち、顯の陷るる所と爲り、咸死を減じて髡せられ、章官を免ぜらる。

とあるように、彼は中書令石顯の党ではなく、かえって対立していることを踏まえると、御史は必ずしも石顯に完全に掌握されていたわけではなかったといえるであろう。

この点を踏まえつつ、前掲した『漢書』陳遵伝で、刺史に「期會の狀」の尚書への提出が求められていたことをあわせ考えると、京房の懸念は侯旭東氏も指摘されるように、刺史の奏事に尚書が直接関わるがこの時点で一般化していたことを示すものである。⁽⁶²⁾

では、尚書は「刺史の奏事」にどのように関わったのであろうか。ここで、考功課吏法が人事に関わるものであった点に注目すると、『漢旧儀』卷下（孫星衍輯校本）に、漢代の人事制度について、

舊制、令六百石以上は、尚書調し、四百石の長相より二百石に至るを拜遷するは、丞相調し、中都官の百石を除くは、大鴻臚調し、郡國の百石は、二千石調す。

とあるように、六百石以上の吏は尚書が人事を行うことになっていた。この制度は前漢末期、成帝期に成立した制

度とされているが、元帝期にはすでにその端緒が見られる。すなわち、『漢書』卷七九馮野王伝に、御史大夫李延壽が病没したときのこととして、

數年、御史大夫李延壽病みて卒するや、在位多く(馮)野王を擧ぐ。上尙書をして中二千石を選第せしむるに、野王行能第一たり。

とあるように、元帝は尙書に「中二千石を選第」させ、馮野王が行能第一と認定されているのである。このことについて、佐藤達郎氏は、ここで公卿の推挙の後、皇帝自身が決定する際に、尙書に命じて中二千石の官の行能を調査の上、等級づけさせている点について、尙書が候補者の考課の資料を把握していたことを窺わせるとされているのである⁽⁶⁶⁾。

では、尙書による行能の調査は何に基づき行われたのであろうか。鎌田重雄氏等、先学諸氏が指摘されるように、漢代を通じて成績考課・黜陟は丞相・御史大夫が掌り、地方官の考課は毎年度郡から提出される上計簿に基づき行われていた⁽⁶⁷⁾。この上計簿には正簿と副簿があり、正月の元会儀礼の席にて正簿は皇帝が親受し、副簿は丞相に提出されていた。尙書は皇帝の秘書官であるので、この正簿は当然考課の資料として用いられたであらう。

さらに、王氏が指摘するように、刺史の奏事簿の副簿が丞相府にも提出され、丞相府ではそれを上計簿と照らし合わせる形で考課が行われていたとすると、刺史の奏事簿も尙書における考課の資料として利用されたと考えべきであらう。このように考えると、考功課吏法にも尙書を掌握した石頭が介入する余地が生じてくることになる。

ただし、『漢書』卷八宣帝紀黄龍元(前四九)年の条に、宣帝の詔として、

詔して曰はく、……上計簿、文を具ふるのみにして、務めて欺謾を爲し、以て其の課を避く。三公以て意と爲さざれば、朕將に何に任ぜん。諸もろの詔して卒徒を省きて自給せんことを請ふ者は皆止めよ。御史計簿を察し、實に非ずと疑ふ者は、之を按じ、眞偽をして相ひ亂すこと毋からしめよ。

とあるように、当時「具文」にすぎなくなっていた上計簿の審査に「御史」が関わるように命じている。これは、当時三公の地位にあった丞相・御史大夫が「以て意と爲」さなかつたためである。よって、この「御史」は御史大夫ではなく、そのもとから独立しつつある御史中丞及びその属下の侍御史を指すであろう。これはこの時点では特例であつた可能性もあるが、この審査が丞相府と同様に上計簿と刺史の奏事簿を対照する形で行われたとすると、少なくとも御史中丞に上計簿の審査が命じられたのは刺史の奏事簿が尚書ではなく、御史中丞に管理されるものであつたためだと考えられる。そもそも第一節に掲げた『漢書』百官公卿表御史大夫の条に、御史中丞は「外は部刺史を督」すたとあるように、監察官として刺史と統属関係があつたことを考えると、それは自然なことである。

以上の考えに大過ないとすると、尚書による考課はその設置当初からすでに確立されていた御史中丞と刺史との統属関係を利用して制度化されたと考えられるのである。

一方、御史中丞の地方監察への関与は、前掲した『漢書』陳咸伝と薛宣伝を比較してみると、その権限が拡大しているようにも見える。すなわち、陳咸伝において、元帝期に御史中丞の任にあつた陳咸は「州郡の奏事を總領」し、「諸刺史を課第」していたのに対し、薛宣伝では成帝期の薛宣について、「部刺史・郡國の二千石を擧奏し、貶退稱進する所、白黒分明なり」とある。そもそも史料上、御史中丞が明確に「州郡の奏事を總領」したと記述され

ているのは、この陳咸伝の記事が最初であるが、陳咸は直接の統属下にある諸刺史の課第に留まっているのに対して、薛宣の場合、郡国の二千石までもその対象に加わっているのである。やや踏み込みすぎた見方かもしれないが、このように考えると、尚書の六百石以上の高官の人事への関与と御史中丞の監察の強化はその関連が見えてくる。

後漢の史料ではあるが、『後漢書』列伝第六八呂強列伝に、「選舉」について、

舊典、選舉は三府に委任し、三府に選有れば、議に掾屬を參へて、其の行狀を咨り、其の器能を度り、受試して任用し、責むるに成功を以てす。若し察すべき無ければ、然る後之を尙書に付す。尙書舉劾して、請ひて廷尉に下し、虚實を覆案し、其の誅罰を行ふ。

とある。⁽⁷²⁾佐藤達郎氏によると、この「選舉」は功次による日常の人事のことを指す。⁽⁷³⁾そして、「選舉」が適切に行われていない場合、「舉劾」される。よって、人事の厳格な実施と監察・弾劾は表裏一体の関係にあることを考えると、尚書の高官の人事への関与と御史中丞の監察の拡大は軌を一にして展開したと捉えても大過ないであろう。

『漢書』卷八三朱博伝には、成帝期に冀州刺史の任にあった朱博のこととして、

(朱)博本武吏にして、文法を更す。刺史と爲り部を行するに及び、吏民數百人道を遮りて自ら言ひ、官寺盡く滿つ。従事白して且く此の縣に留りて諸もの自ら言ふ者を録見し、事畢りて乃ち發せんことを請ひ、以て博を觀試せんと欲す。博心に之を知り、外に告げ駕を趣さしむ。^{うなが}既に白駕辦ぜらるるや、博出でて車に就き自ら言ふ者を見、従事をして明らかに吏民に敕告せしむらくは、縣の丞尉を言はんと欲する者は、刺史黃綬を察せざれば、各おの自ら郡に詣れ。二千石・墨綬の長吏を言はんと欲する者は、使者部を行りて還れば、治所に

詣れ。

とあるように、⁽⁷⁴⁾刺史の監察は「墨綬の長吏」までを対象とし、「黄綬」は含まれなかった。ここで、同書卷一九上 百官公卿表上に、前漢の印綬と官秩との対応について、

凡そ吏秩比二千石以上、皆銀印青綬。光祿大夫は無し。秩比六百石以上、皆銅印墨綬。……比二百石以上、皆銅印黄綬。……綬和元（前八）年、長・相は皆黑綬とし、哀帝建平二（前五）年、黄綬に復す。

とあるように、⁽⁷⁵⁾刺史の監察対象である墨綬（黒綬）は少なくとも成帝綬和元（前八）年までは六百石以上の官吏に限定されており、尚書が人事に関与しうる対象と一致していることも、上の考察結果の傍証となりうるかもしれない。

おわりに

本稿では、御史制度の展開を、内朝の形成・尚書の展開という、武帝期を起点とする官僚機構の展開のなかに位置づけることを目指し、その諸相を具体的に追究してきた。

史料上、内朝に属する諸史や侍中は職掌として、「法を擧ぐ」「非法を擧ぐる」ことも掌っていたが、内朝が外朝の責任者であり統括者である丞相や御史大夫の非違・非法を糾弾する一種の監察機関としての役割を持っていたとする見解をあわせ考えると、上の諸史や侍中の権限は本来、内朝全体に帰属するものであったと考えられる。これは「公卿の奏事を受け、擧劾・按章」することを掌っていた、御史の担う監察・弾劾と重なるものである。よって、御史と内朝はその職掌において、関連があると考えられるが、皇帝のプライベートな空間である禁中との関わりを

内朝官たる第一条件とする限り、禁中ではなく、殿中を執務空間とする御史と内朝との関係を直接たどることはできない。

ただし、禁中に出入りし、内朝と直接関わる尚書に注目すると、文書の処理等、御史の職掌と多く重なり、それは弾劾・監察に及んでいる。さらに、御史は通常殿中の蘭台で執務していたが、皇帝が殿中に出御する際には、その召しに応じて侍御し、補佐することもあったと考えられる。尚書も禁中だけではなく、殿中でも執務していた。このように、執務空間に着目すると、御史は尚書を介して内朝と関わっていたと考えられる。

そこで、上の考えに基づき、御史と尚書との関係について、両官の刺史の奏事への関与を中心として論じた。前漢末期、少なくとも成帝期には六百石以上の官吏の人事は尚書が担当することになったが、それは考功課吏法の実施に見られるように、宣帝・元帝期頃から見られる人事を嚴格に実施するための人事制度の整備の動きのなかで捉えられる。その際、郡国から提出される上計簿とともに、刺史の奏事簿もその資料として利用されたと考えられる。ただし、その設置以来、刺史と統属関係を持ち、奏事簿を管理していたのは御史中丞であったことを考えると、尚書の考課への関与はすでに確立されていた御史中丞と刺史との統属関係を利用して制度化されたと考えられる。

一方、御史中丞の地方監察への関与は、同じく元帝期から成帝期にかけて刺史の課第に留まるものから郡国の二千石までもその「貶退稱進」の対象に加わるといふように、時代が下るにつれて、その権限が拡大していると考えられる。人事が適切に行われなかったため、弾劾される事例が散見されるように、そもそも人事の厳格な実施と監察・弾劾は表裏一体の関係にある。このことを踏まえて考えると、尚書の六百石以上の高官の人事への関与と御史

中丞の監察の拡大は軌を一にして展開したと考えられる。

以上、ここまでが本稿で明らかにした結果であるが、この点を踏まえると、前漢後半期における内朝の展開について、新たな視点を加えることができる。

「はじめに」で述べたように、富田健之氏は内朝及び尚書の展開について、皇帝が官僚機構を統御・運用していくための皇帝官房機能の強化として捉えている。本稿で述べてきたように、禁中という空間に限定して考えた場合、そこへの出入りが見られない御史は内朝とは関わりのないものとなる。しかし、御史は理念的には皇帝と一体化した存在として、監察・弾劾に関わっていたと考えられる。⁽⁷⁶⁾このような皇帝との関係、さらには皇帝が官僚機構を統御・運用していくための官房機能の強化という点から考えた場合、御史制度の展開をやはりそこから捨象して考えるわけにはいかないであろう。

このような視点に立つと、当初、御史中丞によって管掌されていた刺史の奏事が御史だけではなく、尚書が六百石以上の高官の人事に関与していくなかで、尚書でも活用されるようになったことは、皇帝官房機能に関係する諸官の間で文書が共有されるようになったことを示すものとなる。さらに、文書の共有によりそれら諸官が次第に緊密かつ有機的に結びつき、相互に補完することで、皇帝官房機能全体のさらなる展開につながったと考えられる。

『統漢書』志第二六百官志三少府の条に引かれた蔡質『漢官典職儀式選用』に、尚書令史の人事について、
皆蘭臺・符節上の稱簡精練にして吏能有るを選びて之と爲す。

とあるように⁽⁷⁷⁾、尚書令史には蘭台令史と符節令のうち優秀な人物が抜擢されていた。この点について、植松慎悟氏

は後漢光武帝期には御史台と尚書との関係が緊密になっていたとし、この人事交流もその一環として捉えられている。⁽⁷⁸⁾とすれば、この規定は、上の過程を経て皇帝官房機能が整備・強化され、制度化された結果として捉えることができる。

註

- (1) 櫻井芳朗「御史制度の形成(上)・(下)」(『東洋学報』第二三卷第二・三号、一九三六年)、参照。
- (2) 芮和蒸「西漢時代之御史中丞上・下」(『大陸雜誌』史学叢書』第一輯第四冊、一九五〇年)、陳世材「兩漢監察制度研究」(台湾商務印書館、一九六八年)、王勇華「秦漢における監察制度の研究」(朋友書店、二〇〇四年)等、参照。
なお、大庭脩氏は、文書の起案に当たる「草制の官」たる御史の長官としての御史大夫の職掌を追究しているが、そのなかで、この事象に触れられている(大庭脩「漢王朝の支配機構」(同『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収)、参照)。
- (3) 和田清「支那官制發達史(影印版)」(汲古書院、一九七三年)四頁、参照。
- (4) 西嶋定生「武帝の死——『塩鉄論』の政治史的背景——」(同『中国古代国家と東アジア世界』〔東京大学出版会、一九八三年所収〕等、参照。
(5) 祝総斌「兩漢魏晋南北朝宰相制度研究」(中国社会科学出版社、一九九〇年)等、参照。
(6) 富田健之「前漢武帝期以降における政治構造の一考察——いわゆる内朝の理解をめぐって——」(九州大学東洋史論集』第九号、一九八一年)、参照。
(7) 富田健之「尚書体制形成前史——前漢前半期の皇帝支配をめぐって——」(『日本秦漢史学会会報』第四号、二〇〇三年)、同「前漢武帝期の側近政治と『公卿』」(『新潟大学教育人間科学部紀要(人文・社会科学編)』第八巻第一号、二〇〇五年)、参照。
(8) 富田健之「内朝と外朝——漢朝政治構造の基礎的考察——」(『新潟大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』第二七巻第二号、一九八六年)、参照。

- (9) 富田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」〔『東洋史研究』第四五卷第二号、一九八六年〕、同「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題——中書・中書令・中書省の形成——」〔『東洋史研究』第五〇卷第二号、一九八九年〕、同「漢代尚書体制の形成と展開」〔『東洋史研究』第五二卷第二号、一九九一年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五三卷第二号、一九九二年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五四卷第二号、一九九三年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五五卷第二号、一九九四年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五六卷第二号、一九九五年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五七卷第二号、一九九六年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五八卷第二号、一九九七年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第五九卷第二号、一九九八年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第六〇卷第二号、一九九九年〕、同「漢代尚書体制の展開とその意義」〔『東洋史研究』第六一巻第二号、二〇〇〇年〕、同「前漢武帝期政治制度史序説」〔川勝博士記念論集刊行会編『川勝守・賢亮博士古稀記念東方学論集』〔汲古書院、二〇一三年〕所収〕等、参照。
- (10) 拙稿「前漢における中央監察の実態——武帝期における整備を中心として——」〔『東洋学報』第八八巻第二号、二〇〇六年〕、参照。
- (11) この点については、「前漢御史制度の展開」〔掲載誌未定〕と題する別稿にて詳論する。
- (12) 前掲註(1) 櫻井氏論文等、参照。
- (13) 山田勝芳「前漢謁者・中書・尚書考」〔『集刊東洋学』第六五号、一九九一年〕六八—六九頁、参照。
- (14) 御史と尚書との関係は、主に詔書の草制をはじめとする文書の起草との関係から論じられている〔陳啓雲「兩漢樞機職事与三代制度之廢展」〔同』漢晋六朝文化・社会・制度——中華中古前期史研究——〕、新文豊出版公司、一九九七年所収〕、徐世虹「西漢前期の詔書の草制者について」〔『史泉』第七三号、一九九一年〕等、参照。ここでは、詔書の草制の職能を奪われた御史が監察・彈劾を行う機関として特化していくことが述べられるに止まっている。
- (15) 『漢書』卷七七劉輔伝孟康注「中朝、内朝也。大司馬・左右前後將軍・侍中・常侍・散騎・諸吏爲中朝。丞相以下至六百石爲外朝也。」
- (16) 勞榘「論漢代的内朝与外朝」〔同』勞榘學術論文集甲編上冊〕、芸文印書館、一九七六年所収〕、同「漢代尚書的職任及其和内朝的關係」〔同』古代中国的歴史與文化上卷〕、聯經出版、二〇〇六年所収〕、藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」〔『東洋史研究』第四八巻第四号、一九九〇年〕、米田健志「前漢後期における中朝と尚書——皇帝の日常政務との関連から——」〔『東洋史研究』第六四巻第二号、二〇〇五年〕等、参照。
- (17) 『漢書』卷一九上「百官公卿表上奉車都尉の條」〔侍中・左右曹・諸吏・散騎・中常侍、皆加官。所加或列侯・將軍・卿大夫・將・都尉・尚書・太醫・太官令至郎中。亡員、多至數十人。侍中・中常侍得入禁中、諸曹受尚書事、諸吏得舉法、散騎騎並乘輿車。給事中亦加官。所加或大夫・博士・議郎、掌顧問應對、位次中常侍。〕

(18) 『漢書』卷一〇成帝紀應劭注「百官表、諸吏得舉法案効、職如御史中丞。」

(19) 『太平御覽』卷二九職官部一七侍中の條所引「漢旧儀」侍中無員。或列侯・將軍・衛尉・光祿大夫爲之。得舉非法。」

(20) 前掲註(16) 藤田氏論文、参照。

(21) 永田英正「漢代の集議について」(同『漢代史研究』、汲古書院、二〇一八年所収)、参照。

(22) 『漢書』卷八四翟方進伝「丞相、御史請遣掾史與司隸校尉・部刺史并力逐捕、察無狀者、奏可。司隸校尉涓勳奏言、……臣幸得奉使、以督察公卿以下爲職。今丞相(薛)宣請遣掾史。以宰士督察天子奉使命大夫、甚諱逆順之理。宣本不師受經術、因事以立茲威。案浩商所犯、一家之禍耳。而宣欲專權作威。乃害於乃國、不可之大者。願下中朝特進列侯・將軍以下、正國法度。」

(23) 前掲註(21) 永田氏論文一三七頁、参照。

(24) 前掲註(16) 藤田氏論文一六七頁、参照。

(25) 前掲註(16) 米田氏論文七頁、参照。

(26) 『漢書』卷一九上百官公卿表上御史大夫の條「御史大夫、秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相。有兩丞、秩千石。一曰中丞、在殿中蘭臺、掌圖籍祕書、外督部刺史、內領侍

御史員十五人、受公卿奏事、舉効・按章。」

(27) 楊鴻年『漢魏制度叢考』(武漢大學出版社、一九八五年)、参照。

(28) 前掲註(16) 米田氏論文、渡邊將智『後漢政治制度の研究』(早稲田大學出版部、二〇一四年)等、参照。

(29) 未央宮前殿の正門である端門を中朝(内朝)の入り口とし、前殿を禁中とする見解もある(前掲註(13) 山田氏論文、王勇華「御史中丞の監察について」(前掲註(2) 王氏書所収)等、参照)。それに対して、青木俊介氏は公卿との謁見や政令・教令の宣布等が行われ、公的な空間として機能した前殿は機密性が高く、皇帝のプライベートな空間である禁中とはその性格が異なるとし、禁中を前殿以北に位置する特定の区画であるとする(青木俊介「漢長安城未央宮の禁中―その領域的考察―」(『学習院史学』第四五号、二〇〇七年)、参照)。青木氏は禁門及び禁中に属する施設を史料に基づいて詳細に検討をした上で、一つ一つ確定しており、その見解には説得力がある。従うべきであろう。

(30) 前掲註(16) 藤田氏論文等、参照。

(31) 陳啓雲「兩晋三省制度之淵源・特色及其演變」(前掲註

(14) 陳氏書所収)、前掲註(14) 陳氏論文等、参照。

(32) 前掲註(31) 陳氏論文、参照。

- (33) 祝絳斌「東漢的尚書」(前掲註(5) 祝氏書所収)、卜憲群「秦漢皇權与官僚制度」(同「秦漢官僚制度」、社会科学文献出版社、二〇〇二年所収)、雄偉「秦漢行政系統内部監察」(同「秦漢監察制度史研究」、天津人民出版社、二〇一一年所収)等、参照。
- (34) 『後漢書』列伝第一七宣秉列伝「建武元(二五)年、拜御史中丞。光武特詔御史中丞與司隸校尉、尙書令會同、並專席而坐。故京師號曰三獨坐。」
- (35) 前掲註(33) 祝氏論文一〇六頁参照。また、雄偉氏は御史中丞・尙書・司隸校尉三者の「監察糾挙の権」を強調する意図もあったとする(前掲註(33) 雄氏論文一三〇頁、参照)。
- (36) 『統漢書』百官志三少府・御史中丞の條胡広注「孝宣感路温舒言、秋季後請讞。時帝幸宣室、齋居而決事、令侍御史二人治書。」
- (37) 『漢書』卷二三刑法志顏師古注「晉灼曰、未央宮中有宣室殿。師古曰、晉說是也。賈誼傳亦云、受釐坐宣室。蓋其殿在前殿之側也。」
- (38) 前掲註(16) 米田氏論文、前掲註(29) 青木氏論文、渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」(前掲註(28) 渡邊氏書所収)、参照。なお、楊鴻年氏は尙書を
- 宮中、禁中の外で活動する宮官に分類するが(楊鴻年「尙書」(前掲註(27) 楊氏書所収)、参照)、前漢・後漢における執務空間の変化は想定されていない。
- (39) 『初学記』所引「漢官儀」「初秦代少府、遣吏四人在殿中、主發書。故號尙書。尙猶主也。漢因秦置之。」
- (40) 『後漢書』列伝第五一左雄列伝「(左) 雄又上言、……請、自今孝廉年不滿四十、不得察舉。皆先詣公府、諸生試家法、文史課牋奏、副之端門、練其虛實、以觀異能、以美風俗。有不承科令者、正其罪法。若有茂才異行、自可不拘年齒。帝從之。」
- (41) 前掲註(27) 楊氏書七九頁、参照。
- (42) 渡邊将智「後漢における宦官の制度的基盤と尙書台」(前掲註(28) 渡邊氏書所収) 六四―六五頁、参照。
- (43) 前掲註(42) 渡邊氏論文六一頁、参照。
- (44) 『史記』卷九 呂太后本紀「代王即夕入未央宮。有謁者十人、持戟衛端門曰、天子在也。足下何爲者而入。」
- (45) 前掲註(13) 山田氏論文等、参照。
- (46) 楊鴻年「宮省制度」(前掲註(27) 楊氏書所収)、拙稿「前漢における内朝の形成——郎官・大夫の変遷を中心として——」(『史学雑誌』第二二〇編第八号、二〇一一年)、参照。

(47) 『漢旧儀』「丞相刺史常以秋分行部。……到所部郡國各遣吏一人迎界上、……與刺史從事畫界罷。行載從者一人、得從吏。所察六條。」

(48) 『漢書』卷八四翟方進傳「刺史歲盡輒奏事京師也。」

(49) 王勇華「前漢刺史の性格について」(前掲註(2) 王氏書所収)、参照。

(50) 前掲註(49) 王氏論文、参照。

(51) 拙稿「前漢における丞相司直の設置について——丞相制の展開と関連して——」(九州大学東洋史論集』第三四号、二〇〇六年)、同「前漢刺史再考——武帝期における刺史の設置を中心として——」(『歴史学研究』第八三九号、二〇〇八年)、参照。なお、近年公刊されつつある嶽麓書院所藏簡を用いた秦代監察制度の研究において、御史系統の監察官である御史執法と丞相との関係が秦律にも見られるとする土口史記氏の指摘を踏まえると、漢代の刺史が御史中丞・丞相双方に対して職責を負うことも十分あり得ることであろう(土口史記「嶽麓秦簡『執法』考」(『東方学報』第九二冊、二〇一七年)、参照)。

(52) 『漢書』卷九二陳遵伝「嘗有部刺史奏事、過(陳)遵、值其方飲。刺史大窮、候遵霑醉時、突入見遵母、叩頭自白當對尚書有期會狀。」

(53) 前掲註(49) 王氏論文二四四頁、参照。

(54) 前掲註(51) 拙稿(『前漢刺史再考』)、参照。

(55) 『漢書』卷八三薛宣伝「薛宣數言政事便宜、舉奏部刺史・郡國二千石、所貶退稱進、白黑分明。繇是知名。」

(56) 前掲註(51) 拙稿(『前漢刺史再考』)、参照。なお、侯旭東氏も、京房伝の記事を利用して、尚書・御史中丞との関係、刺史の奏事対象について、同様な視点から論じられている(侯旭東「大原信正訳」『前漢「君相委託制度」説賸義——刺史の奏事対象とあわせて——』(『中央大学アジア史研究』第四二号、二〇一八年)、参照)。

(57) 『漢書』卷七五京房伝「(元帝)數召見問、(京)房對曰、……宜令百官各試其功、災異可息。詔使房作其事、房奏考功課史法。上令公卿朝臣與房會議溫室、皆以、房言煩碎、令上下相司。不可許。上意鄉之。時部刺史奏事京師。上召見諸刺史、令房曉以課事、刺史復以爲不可行。……是時中書令石顯顯權、顯友人五鹿充宗爲尚書令。」

(58) 『漢書』卷七五京房伝「後上令(京)房上弟子曉知考功課史事者、欲試用之。房上中郎任良・姚平、願以爲刺史、試考功法。臣得通籍殿中、爲奏事、以防雍塞。石顯・五鹿充宗皆疾房、欲遠之、建言、宜試以房爲郡守。元帝於是是以前房爲魏郡太守、秩八百石、居得以考功法治郡。房自請、願

無屬刺史、得除用它郡人、自第吏千石已下、歲竟乘傳奏事。天子許焉。房自知數以論議爲大臣所非、內與石顯・五鹿充宗有隙、不欲遠離左右。及爲太守、憂懼。」

(59) 『漢書』卷三六 劉向伝「(二) 顯幹尙書事。尙書五人、皆其黨也。」

(60) 『漢書』卷六六 陳咸伝「元帝擢(陳)咸爲御史中丞、總領州郡奏事。課第諸刺史、內執法殿中、公卿以下皆敬憚之。」

(61) 『漢書』卷七六 王章伝「元帝初、擢爲左曹中郎將。與御史中丞陳咸相善。共毀中書令石顯、爲顯所陷、咸減死髡、章免官。」

(62) 前掲註(56) 侯氏論文、参照。

(63) 『漢旧儀』卷下「舊制、令六百石以上、尙書調、拜遷四百石長相至二百石、丞相調、除中都官百石、大鴻臚調、郡國百石、二千石調。」

(64) 大庭脩「漢代官吏の辞令について」(『関西大学文学論集』第一〇卷第一号、一九六〇年)、佐藤達郎「尙書の銓衡の成立——漢代における『選舉』の再検討——」(『史林』第七八卷第四号、一九九五年)等、参照。なお、渡辺信一郎氏はこの記事に見えない五百石の官秩が省かれたのは成帝陽朔二(前二三)年である点から前漢末の事情を記した

ものであることは明瞭であるとされる(渡辺信一郎「『経』の国家論」(同『中国古代国家の思想構造——専制国家とイデオロギー——』、校倉書房、一九九四年所収)、二五三頁註(3)、参照)。

(65) 『漢書』卷七九 馮野王伝「數年、御史大夫李延壽病卒、在位多舉(馮)野王。上使尙書選第中二千石、而野王行能第一。」

(66) 前掲註(64) 佐藤氏論文、参照。

(67) 鎌田重雄「郡国の上計」(同『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年所収)、紙屋正和「前漢後半期における郡・国とその守・相に対する規制の強化」(同『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店、二〇〇九年所収)等、参照。

(68) 前掲註(49) 王氏論文、参照。

(69) 『漢書』卷八 宣帝紀 黃龍元(前四九)年の條「詔曰、……上計簿、具文而已、務爲欺誑、以避其課。三公不以爲意、朕將何任。諸請詔省卒徒自給者皆止。御史察計簿、疑非實者、按之、使眞僞毋相亂。」

(70) 伊藤徳男「前漢の三公について」(『歴史』第八輯、一九五四年)、参照。

(71) 前掲註(49) 王氏論文、参照。

(72) 『後漢書』列伝第六八宦者列伝「舊典、選舉委任三府、三府有選、參議掾屬、咨其行狀、度其器能、受試任用、責以成功。若無可察、然後付之尚書。尚書舉劾、請下廷尉、覆案虛實、行其誅罰。」

(73) 前掲註(64) 佐藤氏論文、参照。

(74) 『漢書』卷八三朱博伝(朱) 博本武吏、不更文法。及爲刺史行部、吏民數百人遮道自言、官寺盡滿。從事白請且留此縣錄見諸自言者、事畢乃發、欲以觀試博。博心知之、告外趣駕。既白駕辦、博出就車見自言者、使從事明敕告吏民、欲言縣丞尉者、刺史不察黃綬、各自詣郡。欲言二千石、墨綬長吏者、使者行部還、詣治所。」

(75) 『漢書』卷一九上「百官公卿表上」凡吏秩比二千石以上、皆銀印青綬。光祿大夫無。秩比六百石以上、皆銅印黑綬。……比二百石以上、皆銅印黃綬。……綬和元(前八)年、

長・相皆黑綬、哀帝建平二(前五)年、復黃綬。」

(76) この点については、前掲註(11)で述べた別稿にて詳論する。

(77) 『統漢書』志第二六百官志三少府の條所引蔡質『漢官典職儀式選用』「皆選蘭臺・符節上稱簡精練有吏能爲之。」

(78) 植松慎悟「光武帝期の官制改革とその影響」(九州大學東洋史論集)第三九号、二〇一一年)、参照。

【附記】本稿は、令和三・四年度日本學術振興會科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K01024)「中国古代官制秩序の形成——前漢劉邦集團の構造との関連から——」による研究成果の一部である。

(鹿兒島大学法文教育學域法文學系 准教授)

TOYO GAKUHO

THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF
TOYO BUNKO

Vol. 104, No. 1

June 2022

The Secretary of the Censorate and the Office of Palace Writers in
the Latter Part of the Former Han Dynasty: Focused on the Development of
the Inspection System

FUKUNAGA Yoshitaka

After the reign of Wudi 武帝 of the Former Han Dynasty, Censorate (*yushitai* 御史台) whose chief was the Middle Aide to the Imperial Secretary (Middle Aide) (*yushi zhongcheng* 御史中丞) was formed as an inspector organization. Up to now, that process has been discussed in the context of the formation of the Inner Court (*neichao* 內朝) and its growing importance. However, the relations between the Secretary of the Censorate (*yushi* 御史) and the Inner Court, or its core the Office of Palace Writers (the Office) (*shangshu* 尚書), was not fully elucidated. The traditional view of the Han Dynasty's political and institutional history that the Inner Court take over the authority of the existing bureaucracy in the Outer Court (*waichao* 外朝) and the latter declined as its result has recently come under doubt. This study explores the relations between the Secretary of the Censorate and the Inner Court or the Office and demonstrates the evolution of the former in the bureaucratic structure in the latter half of the Former Han Dynasty, which is being reexamined from a new perspective.

Attendants in the Inner Palace, who were the members of the Inner Court officials, had the same authority of inspector and impeachment as the Middle Aide. The “Meeting of Officials in the Inner Court,” the general meeting of the officials involved with the Inner Court, had a role as a kind of inspector to denounce the illegality of the Chancellor (*chengxiang* 丞相) and the Imperial Secretary (*yushi dafu* 御史大夫), who were in charge of the Outer Court. The authority of inspection is understood to have originally belonged to the Inner Court as a whole. However, the Middle Aide had no direct relation to the Imperial Court (*jinzhong* 禁中), which was the space where the Inner Court officials worked. On the other hand, the Office, the core of the Inner Court, also inspected and impeached. This study therefore focused on the consideration through the Office, which had the office space in the Imperial Palace, like the Middle Aide.

At the end of the Former Han Dynasty, the Office became involved in the personnel matter of officials higher than the 600 picul level (*liubai dan* 六百石). We can regard this as the consequence of the improvement of the personnel system via the introduction of the investigation by the Office since the reign of Xuandi 宣帝 and Yuandi 元帝. The Office seemed to use the provincial director’s reports (*cishi zoushi bu* 刺史奏事簿) as one of the reference materials for investigation. In other words, its involvement in the performance assessment would be institutionalized using the lines of command and control between the Middle Aide to the Imperial Secretary and the provincial directors.

On the other hand, the Middle Aide is thought to have gained more authority to inspect counties as time went on. It is obvious that the performance assessment and inspector and impeachment are inextricably linked. Hence, we can safely conclude that the deepening of the Office of Palace Writers’ involvement in the personnel matter of high-ranking officials concurred with the expansion of the inspection discharged by the Middle Aide to the Imperial Secretary.